

ため池を利用する
農家のみなさまへ

ため池の適切な管理のお願い

地域を守るために取り組んでいただきたい2つのこと

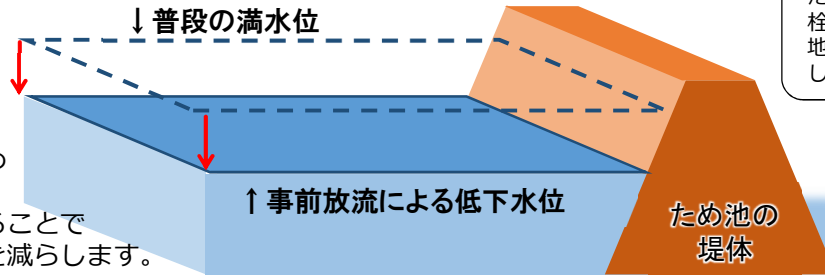
令和2年2月
千葉県農林水産部

○事前放流のお願い（かんがい期間中）



大雨が予想される時は、用水量の確保に留意しつつ、**事前放流**によるため池水位の低下にご協力ください。

降雨の前にあらかじめ水位を低下させ、ため池に降雨を貯めることで下流へ流出する水量を減らします。



ため池からの放流方法（取水栓の形式等）は様々ですので、地域の管理方法に従って対応してください。

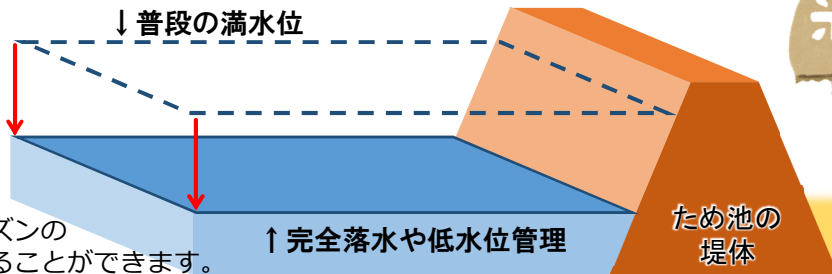


○低水位管理のお願い（非かんがい期）



稲刈りが終了し、ため池の水を利用しない非かんがい期は**落水**（水を抜く）したり**低水位管理**を行うことで、台風などによる豪雨に備えて下さい。

稲刈り後は水位をできるだけ低下させておくことで、台風シーズンの豪雨を一時的に貯留することができます。



～ため池の水位管理について～

○ため池は本来“かんがい”のために雨水を貯めることを目的としていますが、水位を下げて管理することで、ため池の決壊等のリスクの低減が期待されることから、ため池を所有・管理される関係者の皆さまの積極的な水位管理をお願いします。

○また、ため池が適切に管理されていない等により、万が一、下流への被害が発生した場合、**ため池の所有者や管理者の責任が問われる恐れ**もあります。



令和元年10月25日の大雨により、堤体の一部が崩落したため池。このような状態になると、必要な時に大切な水が使用できなくなる恐れがあります。

※ため池の貯水能力や必要とされる水量は、ため池ごとに様々です。極端な水位低下により用水不足が生じたり、景観が大きく変わることもありますので、地域の実情に配慮しながら取り組んで下さい。

◆◆◆ お問い合わせは 各農業事務所の担当課まで（裏面に電話番号）◆◆◆

ため池の水位管理に際しては、地域全体で節水等に取り組んで下さい

- ❖ かんがい期間中にため池の水位を下げる時は、用水不足が生じないように管理する必要がありますが、地域全体で節水に取り組むことにより、ため池の必要水量を減らしたり、水不足に備えることができます。
- ❖ 必要水量の節減や、万が一の水不足の際には下記の節水のポイントを参考としてください。



節水のポイント① かんがい期間中に地域で取り組める節水の工夫

- ❖ 用水路の点検・整備を行いましょう。
- ❖ 水路や畦畔などからの漏水防止や、かけ流しの防止に努めましよう。
- ❖ 降雨が予想されるときは、水尻をとめて、雨水を活用しましよう。
特に、代かき時は雨水を積極的に貯めるようにしてください。
- ❖ 地区全体に水が公平にいきわたるように必要水量の取水にとどめましよう。



節水のポイント② 用水供給量が少ないときの水管理の目安

「土壌の外観」は、水稻の生育収量に大きな影響を与えないと考えられる最低の土壌水分状態を示しています。各生育ステージの「土壌水分の限度」以上であれば、生育に影響はありません。

生育ステージ	ゴシカリの目安		節水管理の目安	土壌の外観 (土壌水分の限度)
移植～活着期	4/20	5/1	湛水	黒湿り(飽和状態)
有効分げつ期	5/10	5/17	湿潤	黒乾き(土壌水分60%)
無効分げつ期	5/28	6/3	落水状態	白乾き
幼穂形成期	6/25	6/30	湛水 (浅水)	黒湿り (飽和状態を保つ)
穂ばらみ期	7/6	7/9		
出穂開花期	7/24	7/27		
登熟前期	7/28	7/31	湿潤	黒乾き(土壌水分60%)
登熟後期	8/15	8/18		

【管理の目安】



湿潤とは：ひたひた水。土壌中に十分水が含まれている状態。土壌表面をうすく水で覆われているとなおよい。土壌が保持できる水分量の80%でも生育にはほとんど影響しません。

参考文献：香川県水田農業振興協議会発行「さぬき水田営農だより」

- 断水してから田面が白乾きになるまでの日数は、土質にもよりますが、おおむね5～20日です。

● ため池の管理に関する問合せ先（オモテ面）

千葉農業事務所 基盤整備課 0436(21)0127
 東葛飾農業事務所 基盤整備課 04(7143)4121
 印旛農業事務所 指導管理課 043(483)1131
 香取農業事務所 指導管理課 0478(52)9194
 海匝農業事務所 指導管理課 0479(72)1559
 山武農業事務所 指導管理課 0475(54)1124
 長生農業事務所 指導管理課 0475(25)1143
 夷隅農業事務所 指導管理課 0470(62)2156
 安房農業事務所 指導管理課 0470(22)8641
 君津農業事務所 指導管理課 0438(22)6250

● 栽培技術に関する問合せ先（本ページ）

千葉農業事務所 改良普及課 043(300)0950
 東葛飾農業事務所 改良普及課 04(7162)6151
 印旛農業事務所 改良普及課 043(483)1124
 香取農業事務所 改良普及課 0478(52)9195
 海匝農業事務所 改良普及課 0479(62)0334
 山武農業事務所 改良普及課 0475(54)0226
 長生農業事務所 改良普及課 0475(22)1771
 夷隅農業事務所 改良普及課 0470(82)2213
 安房農業事務所 改良普及課 0470(22)8132
 君津農業事務所 改良普及課 0438(23)0299